

資 料

・中央教育審議会教育振興基本計画特別部会への パブリックコメント(2007.12.11)

(協会が提出した意見の後に「文字・活字文化振興法を実体化するための政策提言(概要)」が添付され、その中に以下の意見が掲載された)

1. 政府は、学校司書の配置を促すとともに、配置に必要な制度上の整備を行うこと。
また、雇用条件等を改善整備するための施策を行うこと。

学校司書が、学校図書館活動を担い、児童・生徒の学習活動や情報教育、豊かな本との出会いを支えている実態があることで、学校図書館の学習情報センターの機能、あるいは読書センターとしての機能が果たされています。司書教諭と協力することで、子どもたちの豊かな学びの実現にも役立っています。最近の優れた図書館活用事例をみても、司書教諭や教諭が、学校教育の中で学校図書館を生かそうとするときに、その基盤を整備し図書館運営を担う学校司書の存在は欠かせません。すべての学校に学校司書が配置されるよう、地方公共団体への支援策等政府としての学校司書の配置を促進する施策を求めます。

学校司書は、学校図書館の専門的職務を担っていますが、その採用形態、雇用形態は地方公共団体によって様々であり、その職の存続を保障しなければならない課題があります。最近では、あらたに学校司書を導入する自治体が増える一方で、非正規化・兼任化の傾向があります。正規職員化等その責務を十分に果たせるような条件整備も必要です。

2. 11学級以下の学校にも司書教諭を発令すること。また司書教諭がその職務に従事できるよう授業時間数等の軽減措置を行うこと。

学校規模にかかわらず、学校図書館活用のために司書教諭は必要です。現在政令により猶予されている11学級以下の学校においても、司書教諭が発令されるような施策を求めます。

また、司書教諭が、学校教育の中で学校図書館が活用されるようにしていくためには、授業時数の軽減等、そのための仕事をする時間を保障する必要があります。司書教諭の条件を改善する施策を求めます。

3. 専任・専門・正規の学校図書館専門職制度について検討を行うこと。

学校図書館の専門的職務には、自館の収蔵資料の把握、自校の利用者のニーズや状況の把握などが求められ、経験の積み重ねと適切に研修の機会を与えられることが必要不可欠です。また、学校図書館が学校教育活動の中で十分に活用されるようにするための見識も必要となります。

これら必要な条件を満たすのは、図書館専門職の正規職員として採用され、学校図書館専任でかつ継続して勤務することを原則とした学校図書館専門職です。現行学校図書館法にはこれに相当する職の規定がなく、当面は学校司書の配置の促進と司書教諭の条件の改善を求めますが、将来的には必要な条件を満たした学校図書館専門職制度の確立を求めます。

4. 各自治体は、学校図書館整備費を確実に予算化すること。政府はこれを促すこと。

2006年度に終了した学校図書館図書整備費第二次5カ年計画は、2007年度からさらに規模を拡大して新学校図書館図書整備費計画として引き継がれました。5年間で総額1000億円と増加したほか、懸案であった「更新分」も盛り込まれ、この間の施策の充実は、子どもたちに提供される本の質・量の向上に大いに役立っています。

しかし、地方交付税措置のため、残念ながらすべての自治体で予算化されている状況にはなく、各自治体には、学校図書館の重要性を考慮し、確実に予算化するよう求めます。国にも、各自治体による確実な予算化を促す施策を求めます。

また、現在対象となっていない高校は、1995年度以降資料費が大幅に減り続けており、寄付金に依存する割合も高いなど、全体として必要な予算が配当されているとは言えない状況です（文部科学省「地方教育費調査報告書」による）。高校の図書館への拡大も求めます。

なお、厳しい財政のなかから措置されたせつかくの整備費を有効に生かすためには、各自治体や校内で予算化のためにその必要性を示し、適切な資料選択や資料提供等日常の図書館運営を担う専任・専門の職員の存在も不可欠です。

5. 政府は、学校図書館の整備に関する施策をいっそう充実すること。「学校図書館図書標準」を見直し、新規受け入れ冊数を基準に加えるなど、より実効性のあるものに改めること。

学校図書館を支援するネットワークの整備により、学校図書館の活動はより広がりのあるものになっています。学校図書館支援センターの充実とともに、学校における学校図書館専門職員の配置が不可欠です。

学校図書館が学習情報センターとしての機能を発揮するには、インターネット接続のコンピュータや電子メディア等の資料も必要です。さまざまなメディアの資料を同時に使うことができるよう、学校図書館の基準の見直しを行うなどの措置が求められます。

学校図書館の資料の活用形態は、学校規模や校種により異なり、その経費も異なります。そのため「学校図書館図書標準」は各学校の実態にそって運用すべきであり、画一的には適用できないものです。単に蔵書冊数だけでなく、毎年更新が必要な資料や学習内容の変化に対応した選書が的確に行われ、適切な蔵書構成が維持できるよう「学校図書館図書標準」を見直すことが必要

です。除籍資料の更新・補強も含む新規購入冊数を加えたものに改め、生きたコレクション形成の基準となるように「基準」を改める必要があります。

学校図書館の充実を促すためにも、高校の図書館についても「基準」を定め、激しく落ち込んでいる資料費を回復する施策が必要です。

6. 教員養成課程において図書館活用の教育を行うこと

教員あるいは教員となる者は、学校図書館について学び、教科学習その他の学校生活で学校図書館を十分活用できるようになることが重要です。そのために、教員養成課程において、学校図書館の活用に関し演習を含めた学習機会を設ける。

・ 文部科学省 中央教育審議会教育振興基本計画特別部会 (第 11 回) 議事録配付資料

意見募集の結果 (概要)

3. 提出された意見の例より抜粋

② 質の高い教育を支える環境を整備する

【学校図書館の整備充実】

○ 司書教諭が学校図書館にかかわる活動に専念できるように学級及び教科担任と兼務しない専任とすることを盛り込むべき。

○ 学校司書を学校図書館に関する専門職として法律に位置づけること及び環境を整備することを盛り込むべき。

○ 学校図書館法の規定どおりに全校に司書教諭を配置することを盛り込むべき。

○ 学校図書館図書整備費が各自治体で完全に図書費とすることを盛り込むべき。

○ 特別支援教育学校 学校図書館の整備・充実を盛り込むべき。

【学校の情報化の充実】

○ 先生方の教務、校務の事務や雑務処理の解決について、生徒個人カルテの実現、各学校ごとに分散管理されているデータの一元管理システムへの集約、教務業務の標準化、電子公印の承認、Web アプリケーションによるシステムの推奨を提言する。

・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（案）【第二次】に関して（パブリックコメント）

2008年2月28日

日本図書館協会学校図書館部会

学校図書館の状況は、1997年の学校図書館法「改正」、2001年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」、2005年の「文字・活字文化振興法」などを経て、近年大きく変わってきました。今回の第二次案では、第一次基本計画期間における課程として、①子どもたちの読書の取組状況の学校段階における格差、②読書活動推進に向けた取組の地域間の差、③学校図書館資料の整備が不十分な点、④子どもたちの読解力の低下(OECD生徒の学習到達度調査)をあげています(4p)。基本的方針の1に「子どもの自主的な読書活動の推進」(7p)が加わったことは、学校図書館に働く者としてよいことと考えます。子どもの自主的な読書活動を支えるのは、図書館ならびに学校図書館のなすべきことだからです。

「地域における子どもの読書活動の推進」【図書館】の2(2)(13p)では、地域における公立図書館の果たす役割を書いています。ここで書かれている公立図書館と学校図書館との関わりは、第一次基本計画よりも踏み込んだ内容となっています。近年すすんできた公立図書館とのネットワークの構築を反映しているものと思われます。特に2の(2)、③学校図書館との連携・協力(13, 14p)は、新しく項目が起こされ、学校図書館に対する具体的なサービスが記述されています。学校図書館とのネットワーク構築に消極的な自治体に対して、実現に向けて大きな力になる記述だと考えます。

「学校等における子どもの読書活動の推進」【小・中・高等学校等】(18p～)の部分が、直接学校図書館に関わる部分となります。新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領により、学校が子どもの読書活動推進に大きな役割を果たすとした上で、具体的な記述がされています。

2の(1)児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実、において、「国語科を中核としつつすべての教科等を通じて、(中略)多様な読書活動を推進する。」(19p)とあります。教科の授業の中での読書活動の取組は重要です。と同時に教科の授業を補完する魅力的な図書館の存在も大事です。

そのすぐあとに触れられている「3万校を超える学校で実施されている全校一斉の読書活動」は、もともとはアメリカで行われている「黙読の時間」なのですが、アメリカでは必ずしも朝行われているわけでもなく、また時間も10分と決まっているわけではありません(『読み聞かせこの素晴らしい世界』ジム・トレリース著、高文研)。この読書活動は、低学年の場合は読み聞かせを中心に、高学年になったら授業課題と関連づけて教科の時間の中に「黙読の時間」を設けるというやり方のほうが有効です。この全校一斉の読書活動を画一的に「一層普及させる」というのは、望ましくないと考えます。

学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図る上で、大きな役割を果たしているのが学校司書です。「司書教諭のみならずすべての教職員が連携して」の箇所は「司書教諭・学校司書のみならずすべての教職員が連携して」となるのがいいと思います。文部科学省の2005年度、2006年度の調査では、2005年14,578校、2006年14,871校に学校図書館担当職員(学校

司書) がいることがわかっています。(「学校図書館の現状に関する調査」(2005年5月現在)(2006年5月現在))

3の(1) 学校図書館の資料、施設、設備等の整備・充実の①学校図書館資料の整備・充実(20p) に関して、学校図書館図書標準の達成が課題となっています。そのためには、用途を限定されない地方交付税措置によらない方策がないのかの検討、資料の更新、新規受入冊数を考慮するなどの図書標準そのものの見直しが必要です。また近年深刻になってきた高校の資料費減に対して、高等学校向けの学校図書館図書標準の新設が望まれます。

学校図書館の情報化は、大きな課題となっています。蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館や公立図書館とのオンライン化は、資料の検索や共同利用に欠かせないものとなっています。

調べ学習などの活動のために学校図書館にインターネット接続のコンピュータがあるのは、さまざまな形の資料を資料の特性に応じて使うために大切なことです。インターネット接続さえすれいいのではなく、信頼の置けるデータベースが使えるような予算措置も必要です。

3の(2) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進(21p)、ここでも学校司書の存在が抜けています。「司書教諭が中心となり」の部分は「司書教諭・学校司書が中心となり」とすきだと考えます。

①司書教諭の配置、司書教諭は、法の規定では学校図書館の専門的職務にあたることになっていますが、現職の教諭が発令される形式であることから、学校図書館の仕事に専念することは不可能な状況にあります。特に「学校図書館資料の選択・収集・提供」については、学校司書がいる場合は学校司書の仕事になっています。11学級以下の学校にも司書教諭を発令すること、司書教諭が学校図書館の仕事をするための授業時間の軽減などの措置が必要です。

②学校図書館担当事務職員の配置、学校司書は学校図書館において司書にあたる職務を行っています。中央教育審議会教育振興基本計画特別部会が発表した「重点的に取り組むべき事項について(案)」の文中、「専門性を持つ学校図書館職員の配置を促す」の語が使われた背景には、図書館の専門性、司書の専門性を考えていることが伺われます。学校図書館は、まず人が常駐していることによって日常の開館、レファレンスが可能になります。何より人がいることによるぬくもりが子どもたちにとっては大切です。公立図書館との連携・協力も、情報化に伴うデータの整理、資料の共同利用のための物流、情報交換も、人がいてこそ機能します。調べ学習の際の資料収集・提供、ブックトークなどの紹介、一人一人へのレファレンスも、司書教諭と役割分担をしながら実現することができます。司書教諭は、通常の教諭の仕事の上に学校図書館にかかわる仕事、ボランティアのコーディネートなど、過重な仕事を抱えています。これ以上司書教諭の仕事を増やすのではなく、学校図書館司書を配置していくことが必要です。司書教諭は教諭であるので授業の中で学校図書館をいかすことが実現しやすい立場にいます。学校図書館をつくる仕事は学校司書にゆだね、司書教諭は学校図書館を授業の中でいかすこと、それを学校全体に広めることが、今大切なことだと考えます。

- 文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室 御中

中学校学習指導要領案についての意見

〔意見〕

私たちは、子どもたちの豊かな育ちと学びを支える学校図書館のさらなる発展を願う立場から、以下の点について意見を述べます。

1. 第1章 総則の第1の1から「自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに」という文言が消えましたが、なぜでしょうか。大事な文言だと思いますが。
2. 第1章 総則の第3の3の中に、「なお、10分間程度の短い時間を単位として・・・」という文章が新たに付け加えられましたが、朝の10分間読書などを意識されたものでしょうか。「朝読書」は自由な読書を前提に始められ広まったものです。朝読書を教科に位置づけ、評価の対象にすることは、大変問題があります。そういうことのないように留意してください。
3. 各教科で、基礎基本と活用と両者が要求され、子どもと教職員の負担増になってしまいます。子どもたちがゆっくりじっくり学べるように、指導要領の見直しを望みます。
4. 課題学習や発展的な学習を進める上で、機能する学校図書館を活用することは大変意義のあることです。これまで「総合的な学習の時軌や各教科で積み重ねられてきた実績が消え去ってしまわないような配慮を強く要望します。
 - ・「総合的な学習の時間」が体験学習のみに終始しないよう、調べ学習などの意義にも留意すること。

※小学校学習指導要領案についても同趣旨の意見を提出。

総会に関する補足説明

総会での梅本さんの発言を、もう少し補足して会員のみなさんにお知らせしたらどうかという意見が総会後の幹事会で出されました。この原稿はそれを受けて書いていただきました。

「国の動向にも注目を」

梅本恵（山口県）

2006年12月の教育基本法「改正」を受け、いま、さまざまな国の動きがあります。

2007年6月には、教育三法（学校教育法、教育職員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）が「改正」されました。今年3月には新学習指導要領が告示され、小学校は2011年度、中学校は2012年度から全面施行となります。

2008年5月現在でいえば、図書館法改正法案を含む「社会教育法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決され、参議院へ送付されました。また、学校教育にも大きな影響がある「教育振興基本計画」（教育基本法第17条により、政府が定め、国会に報告）を文科省が策定中です。

このほか、文科省の新規事業「学校支援地域本部事業」では、全国1,800か所に学校支援地域対策本部のモデルを設置するとしています。この事業は、「地域教育協議会」「地域コーディネーター」「学校支援ボランティア」から構成されています。「学校支援ボランティア」の事例として「学校図書館の環境整備」があげられていることに止まらず、これもまた学校教育のあり方に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このように、法改正や文科省の新規事業等が次々と展開しており、動きを追うだけでもしんどい状況ですが、やはり国の動きに注目し、知る努力が求められます。

国の動きを知るための手立てとして、日本図書館協会のメールマガジンがあります。すでに受信している部会員もおられることでしょうか。同メールマガジンの「図書館界ニュース」は情報を知るための第一歩として活用するととても便利です。新聞記事の見出しや講演会などの案内も掲載されています。

また、文科省もメールマガジンを配信しており、無料で定期的に得られる情報として活用できます。文科省のサイトから申込みができ、「初中教育ニュース」（初等中等教育局メールマガジン、毎月第2・第4木曜日その他不定期に配信）、「新着情報メール配信サービス」（原則1日1回配信、土・日・祝日、新着情報がない日を除く）などがあります。掲載内容は、大臣会見概要・報道発表資料・審議会情報・開催案内などです。

一人では必要なところを読み取るだけでも大変なので、時には身近な人と「あの審議会の答申は読んだ?」、「パブリックコメントを募集していたね」などと情報交換をしてはどうでしょうか。

当然のことながら、国の動きは各自治体の学校図書館施策に影響を及ぼします。学校図書館現場で実践をしていく上でも、また学校図書館づくり運動をしていく上でも国の動向を知っておくことは不可欠です。そして、部会として学校図書館の在り方や職員の専門性を話し合う場合にも、なるべく多くの人々が国の動向を知り、情報を共有した上で意見交換ができると、なお一層論議が

深まっていくと思います。

会 員 の 広 場

このコーナーは、幹事会に出席しにくい関東以外の会員の方に、各県の状況や会員の研究課題を紹介してもらい、情報交換の場にしたいと考え、設けました。

今回は岡山県の永井さんから原稿をお寄せいただきました。みなさんも、どんどん意見をお寄せください。

「私の課題」

永井悦重（岡山県）

1990年代に始まった市民による学校図書館充実運動とそれに応えた自治体の努力によって、（非正規職員が大半を占めているが）小・中学校における学校司書配置はかなり前進した。学校司書の配置によって倉庫同然の図書室が資料提供を行う機能する図書館へと変身を遂げた学校はかなりの数に上っているであろう。

学校司書と教師（司書教諭を含む）との連携で、豊かな教育実践も生み出され、それは様々な見える形となって伝えられているとはいえ、まだまだ多数派にはなっていない。専任・専門の学校司書がいて機能する学校図書館の働きを明らかにし（＝専任・専門の図書館員がいなければ学校図書館は機能しない）、機能する学校図書館を教育課程に生かす司書教諭の役割を伝えること（将来、両者は統一されるべき）が今の私の「仕事」だと自覚をしているが、情勢の厳しさに比べて、まだまだ実践と発信の弱さを感じている。

機能する学校図書館の生き残りと発展のため、考え、実行していきたい。

部会長・副部会長・幹事・監事・施設会員評議員の紹介

部会長

高橋恵美子(神奈川県立上溝高校)

北海道生まれ、宮崎県小林市、広島県賀茂郡河内町、東京都狛江市を経て、大学に入った年に神奈川県に。

大学のときはSFのサークルに所属、当時のSFファンというのは、おたくの元祖ということらしい。

副部会長

中村 崇(東京都立井草高校)

本当はナマケモノなので、学校で生徒と楽しく図書館の仕事だけしてきたいのですが、今が踏ん張り時と思いJLAにも参加させていただいてます。何とかしてちゃんとした図書館専門職制度をつくりたい！と思ってます。

幹事 (五十音順)

梅本恵(全国の学校図書館に人を！の夢と運動をつなぐ情報交流紙『ぱっちわーく』事務局)

学校図書館部会の会員は高校の関係者が多いこともあり、とくに小・中学校図書館の動きや市民のとりくみを知らせ、情報の交流を図っていきたいと思います。山口県在住です。

大口和枝(東京都立忍岡高校学校)

この道一筋 36年！！

この職は天職だと思っています。後4年で定年を迎えるに当たり、このやりがいのある楽しい有意義な仕事を次世代に引き継ぐきちんとした職員制度を作りたいと思い、幹事になりました。仕事の詳細は「司書の命は選書」(毎日新聞 2008年4月17日都内版 木村健二記者取材)という新聞記事をお読みください。必要な方にはコピーを送付します。ご感想をぜひ木村記者にお伝えください。

笠川昭治(神奈川県立茅ヶ崎西高校)



部会のホームページを担当しています。スキルがないので、見た目の派手さより、必要なことがきちんと載っているホームページづくりをめざしています。よろしくお願いします。

木下通子(埼玉県立春日部東高校)

3児の子育て中で幹事とは名ばかり、あまりお役に立てなくてすみません。学校では、今、教科と連携することにはまっています。JLAでは、学校司書の専門性について追求していきたいと思っています。

鈴木啓子(兵庫県立西宮今津高等学校)

西宮今津高校で司書をしています。幹事会は毎回参加できませんが、学図部会に全国の会員の声が届き、開かれた部会となるように努力したいと思います。

谷嶋正彦(大阪信愛女学院図書館)

幼稚園から短大まである総合学院の図書館で司書をしています。市民・行政・他館種の方など様々な立場の人達と共に、学校図書館について考えて行きたいと思っています。



田沼澄子(埼玉県立坂戸西高校)

日々、不安定な情報機器環境と闘いながら仕事をしております。



永井悦重(岡山県)

2005年に学校司書を辞め、昨年からは非常勤で司書教諭養成課程に関わっています。学校司書・教師・市民など、幅広い人たちが集い、学校図書館についてそれぞれの実践や研究などを持ち寄って、話ができる学図部会にしていきたいです。



長谷川優子(埼玉県立がんセンター)

あらためて、学校図書館のことが、公共図書館をはじめとした他館の方々に、見えないことを痛感しています。JLAだからこそ出来る館種を超えて図書館界に、学校図書館の現在を見えるように伝えること。それを願って、図書館雑誌の編集に携わっています。微力です。

どうぞご意見・感想お待ちしております。

甫仮久美子(神奈川県立大清水高等学校)

転勤4校目で4月に大清水高校に異動になりました。再編(統廃合)の活用校で、秋以降にプレハブへの引っ越しが控えています(耐震工事の為)。腰痛を抱えながらなんとか頑張っています。よろしくお祈りします。

堀岡秀清(東京都立小岩高校定時制)

5月24日の部会総会で、新しく幹事に加えさせていただきました。ひとつひとつ勉強と考へ、精一杯頑張っていきたいと思ひます。宜しくお祈り致します。

松本美智子(神奈川県立住吉高校)

不得意分野の会計を担当しております神奈川の松本です。学校図書館界の錚々たる方々と一緒にできる幹事会は勉強になります。皆様も役員に加わって下さい。誰か私と代わって!!

監事

関根真理(東京都立農芸高校定時制)



中村登世子(神奈川県立新羽高校)

所属は昨年まで神奈川県立保土ヶ谷高校でしたが、この4月に新羽高校に異動しました。昨年の学校図書館部会の立て直しから、全国の方々が積極的かつ的確なご意見を寄せて下さっていることに感動を覚えています。私は神奈川県高等学校教職員組合の学校司書専門委員会の委員長の

7年目を勤めさせて戴いています。これからもこの部会で皆様からいろいろなことを学んで行きたいと思います。よろしくお願ひ致します。

施設会員評議員

井上明（敬和学園高等学校 新潟県）

民間大企業で十年働いた。中小企業に移りたいと、現在の学校の事務に転職した。図書館が面白そうだったので異動を希望した。確かに面白い、が分からないことも多い。県内更には全国の学校司書に学んで十七年となった。

幹事会からのお知らせ

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます

学校図書館部会は、幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、学校図書館部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会長（1 ページ上部参照）までお問い合わせ下さい。

◎ホームページ開設のお知らせ

学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。<http://www.jla.or.jp/school/index.html>

◎学図部会メーリングリストへのお誘い

学校図書館部会では、部会運営を部会員の皆様に開かれたものとし、また、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しております。部会員であればどなたでもご参加頂けます。参加ご希望の方は、下記連絡先または部会メールアドレス（最下段参照）宛にご連絡下さい。

参加にあたっては、(1) 氏名（本名）(2) 日本図書館協会の会員番号（図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています）(3) 所属（ない方は不要）(4) メールアドレス をお知らせ下さい。提供頂いた個人情報は当部会「個人情報保護方針」（JLA学校図書館部会ホームページ参照）にもとづき管理いたします。

→連絡先：坂戸西高校 田沼澄子 電話 049-286-9473 ファクシミリ 049-279-1009

◎学校図書館部会では皆さまからのご意見・ご提案を募集しています。

下記までご意見や「会員の広場」への原稿をお寄せください。

連絡先：〒229-1123 神奈川県相模原市上溝 6-5-1 神奈川県立上溝高等学校図書館

高橋恵美子

TEL 042-762-0008（代） / 042-762-0253（直通） E-Mail : gakutobukai@JLA.or.jp